固定資産の耐用年数誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 地方独立行政法人  大阪府立病院機構 | 急性期・総合医療センターにおいて、平成25年度にＸ線ＣＴ撮影システム２台を購入したが、耐用年数を本来６年とすべきところを５年として登録を行っており、平成25年度の減価償却費が4,763千円過大に計上されていた。 | 【是正を求めるもの】  耐用年数の登録を是正するとともに、規定に従い耐用年数を適正に登録するため、ルールの周知徹底を図られたい。  【地方独立行政法人大阪府立病院機構固定資産管理規程】  （減価償却の方法）  第27条　減価償却は、その固定資産を取得し使用を開始した月をもって開始し、事業年度ごとに行うものとする。  ２　償却資産の耐用年数は、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）別表２（※）に基づく耐用年数とする。ただし、受託研究等により取得した固定資産は、当該資産を使用する予定の期間を耐用年数とする。  ※該当箇所抜粋 | 耐用年数の誤りについては、是正の上、固定資産台帳に反映した。  また、耐用年数を含めた正しい資産管理の手続について、マニュアル化するとともに担当者会議を開催し、周知した。 |